



なにわの 人情弁護士



牧歌舎

ちょっと
難儀な

弁護士 葛原忠知 著

はじめに

争いごとに巻き込まれたとき、あなたは落ち着いて対処する自信がありますか。ふだんは冷静沈着な方も、いざとなるとなかなか冷静ではいられないもの。感情的になったり判断を誤ったりして、争いをよけいに大きくしてしまうことがあるものです。

なかには、争いごとなんて自分には無縁だと思っている方もいるでしょう。これまで一度も裁判所に足を踏み入れたことのない方や、弁護士とかかわったことのない方なら、そう思いたくなる気持ちもわかります。でも、たまたまそうだったただけかもしれません。

人間社会で生きている限り、争いごととはついて回ります。だからこそ、日常的に起こりがちなトラブルを知って自衛することを心がけたいもの。予期せぬトラブルに巻き込まれたときも、ちょっとした知識があれば、ダメージを小さくすることができるものです。

本書で取り上げた事件は、いずれも事実をもとにしたフィクションです。私が過去にかかわった膨大な事件のなかから、強く印象に残っているものをベースに小説風に仕立てています。

フィクション仕立てにした理由は、ひとつは弁護士に「職業上、知り得た秘密を漏らしてはならない」という守秘義務があるからです。これを遵守し、登場人物の名前や経歴はもとより、事件の経緯や背景を、事実とは大幅に変えてあることをあらかじめおことわりしておきましょう。

事実をアレンジした理由はもうひとつあります。本書の目的が、事件の詳細を知っていたくことではなく、実際の事件から予防策や対応策を学んでいただくことだからです。実際の事件はとても複雑で難解です。さまざまな原因や背景が絡み合って問題をややこしく、わかりにくくしています。ニュースを聞いたり新聞を読んだりしても、何が悪かったのか、どうすれば避けられたのかが見えにくいのはそのためです。

本書では事件の原因や経緯がなるべくはっきり見えるよう、枝葉末節は排除し、シンプルにわかりやすく語りました。ですから法律の知識がない方や、難しい話は苦手だという方にも読んでいただけて、得た知識をダイレクトに日常生活に役立てていただけたと思います。紹介したのはあなたの身近で実際に起きた事件ばかりです。他人事と思わず、自分が当事者になったつもりで、自分ならどうするか、気をつけるべきことは何かを考えてみていただきたい

たいと思います。

*

ストーリーに入る前に、少し私の自己紹介をさせていただきます。私は弁護士くすはらただともの葛原忠知です。裁判官を一〇年勤務めたと、弁護士に転身して三五年になります。大阪市の中心部にある「みお総合法律事務所」が私の事務所で、ここには新進気鋭からベテランまで八名の弁護士が在籍し、法律相談や問題解決にあたっています。

「みお」とは、水の都・大阪にちなんで「滞みおつくし」から名づけています。「滞みおつくし」とは、船が浅瀬を安全に航行できるように立てた杭のこと。その杭のごとく、問題を抱える方々のよき水先案内人になりたいというのが、私たち「みお総合法律事務所」のコンセプトです。

私が法律の専門家になろうと思ったのは、ペリー・メイスンとの出会いがきっかけでした。彼は真実を見きわめる洞察力に優れた弁護士です。いつも冷静で、問題の本質を見抜き、そこから完璧な論証を組み立てます。さらに法廷で知的な駆け引きを展開して、鮮やかな手際で事件を解決へと導いていくのです。

といつても、実在の人物ではありません。若い方はご存じないかもしれませんが、かつて一世を風靡したアメリカの作家E・S・ガードナーの推理小説に出てくる主人公です。E・S・ガードナー自身が作家になる以前に弁護士でしたから、彼は自分の理想をこのペリー・メイスンに託したのでしょう。私も問題の本質に鋭く迫るペリー・メイスンに強くあこがれて司法試験に挑み、法曹界に入った後も彼のようになりたいと願ひ続けてきました。

現実にかかる事件はとても複雑で、問題の本質が見えにくいことも多く、ペリー・メイスンのように巧みに処理するのは難しいことが多いのですが、トラブルに巻き込まれて涙を流す人をひとりでも少なくしたいという私の思いは、いまでも何ら変わることはありません。この本の出版を思い立ったのも、私の経験が少しでもみなさんのお役に立ち、つらい思いをする人がひとりでも少なくなればと思ったからです。では、さっそく読者のみなさまを、事件の現場にご案内しましょう。

目次

第一部 高齢者の財産管理

● 事例その1	財産を甥に預け、使い込まれてしまった老婦人	11
● 事例その2	財産を奪われないかと疑心暗鬼に陥った独居高齢者	19
● 事例その3	長男夫婦に会社を乗っ取られた創業経営者	24
● よもやま話	民事訴訟に巻き込まれたら①	30
● 事例その4	息子から虐待を受けて亡くなったカラオケ店の女性経営者	32
● 事例その5	ハイエナのような身内に財産を食い尽くされた資産家夫人	37
● よもやま話	民事訴訟に巻き込まれたら②	45

第二部 恋愛・結婚・離婚の問題

● 事例その6	離婚する・しないで意見が対立した若夫婦	49
● 事例その7	勝手に家出した夫に、婚姻費用の分担を求めた妻	56

● 事例その8	弁護士もときには命がけ①	62
● 事例その9	寂しさから外国人とのロマンスに心が揺れた妻	64
● 事例その9	旧家のしがらみと夫の無理解に苦しんだ農家の嫁	69
● よもやま話	弁護士もときには命がけ②	74

第三部 遺産と相続に関するトラブル

● 事例その10	争い回避のため、父親に遺言作成を勧めた長男	79
● 事例その11	遺産の土地をめぐる激しく敵対した三兄弟	85
● よもやま話	弁護士もつらいよ①	90
● 事例その12	名義借りが遺言執行の妨げになった資産家のケース	94
● 事例その13	均分相続により余分な苦勞を背負い込んだ佃煮屋の社長	99
● よもやま話	弁護士もつらいよ②	104
● 事例その14	父親の死後に、愛人と隠し子が現れたケース	108
● 事例その15	偽装離婚が招いた遺産相続の悲劇	112
● よもやま話	奇特な人	117

● 事例その16	夫の突然死に直面した事業家の妻	118
● よもやま話	余命三ヵ月	122

第四部 境界や通行権をめぐる争い

● 事例その17	熱くなりすぎて論旨が混乱したエリート行員	126
● 事例その18	開墾地通行権をめぐる争った兄妹	131
● 事例その19	表向きは施設反対運動、実態は姉弟の通行権争い	137
● よもやま話	境界トラブルは極力、未然に防ぐ	141

第五部 職業や仕事にまつわるトラブル

● 事例その20	患者から執拗にクレームをつけられた整骨院経営者	142
● よもやま話	ワケありのセクハラ事件	148
● 事例その21	突然、解雇を言い渡されたベテラン美容師	151
● 事例その22	請負代金の未払いに直面した個人事業主	155

よもやま話

時価一億円の名画を追って……………160

●事例その23 人間的な優しさがアダになった女性実業家……………168

●事例その24 経営感覚ゼロの母親と対決を余儀なくされた青年……………171

よもやま話

悪戦苦闘した家系調査……………177

第六部 その他のトラブル

●事例その25 近隣マンション建設による日照権の侵害……………180

あとがき

第一部 高齢者の財産管理

高齢化によって増えているのが、財産をめぐるトラブルです。あなたは年をとって体力や記憶力が衰えたあと、自分の財産をどうやって守りますか。自分の財産や権利が、ある日とつぜん誰かに脅かされることを想像したことがあるでしょうか。私に関わったいくつかの事例を紹介しますので、あなたが当事者だったらどうするかを考えてみてください。

●事例その1 財産を甥に預け、使い込まれてしまった老婦人

トラブルに巻き込まれたのは八八歳になる斉藤フミさんでした。

「甥に貯金を預けているのですが、どうなっているか調べてもらえませんか」

そう言って私の事務所に来られました。白いブラウスに紺のカーディガン。背筋をピンと伸ばし、身だしなみもきちんとした小柄な女性でした。ずっと独身を通し、五五歳まである大企業で経理課の事務職員として働いていたそうです。

退職時、フミさんには自宅の土地・建物のほかに、退職金を含めコツコツと貯めた貯金が一〇〇〇万円ありました。大企業のOGですから十分な年金も支給されます。家賃の負担がないフミさんは、貯金にほとんど手をつけず、年金だけで暮らしていくことができました。

将来に強い不安を覚えたのは八〇歳になったときでした。体力の衰えに加え、生活が単調になり、訪ねて来るのは隣町に住む甥だけになっていました。

「退職してしばらくは、勤めていたときの同僚や友人たちと交流があったんですがねえ。体調を崩して入院する人や亡くなる人がいて、いつの間にかお互いに連絡を取り合うこともなくなっていました」

フミさんは寂しそうにそう言いました。

甥は食品メーカーに勤務する営業マンでした。妻をガンで亡くし、一人娘は結婚して家を出て、古い持ち家に一人で住んでいました。人恋しさもあつたのでしょう。月に一度ぐらい、

季節の果物や有名店の銘菓を持って、ふらりとフミさんを訪ねてきました。盆・暮れの休みには、温泉旅館に連れて行ってくれることもありました。

ある日、フミさんは言いました。

「私も八〇歳になったの。いまはまだ自分で何でもできるけれど、この先は何があるかわからない。私の貯金をあなたに預けるから、もし私に万が一のことがあつたら、面倒を見てくれないかしら」

甥は快諾しました。フミさんは日常の生活費だけを手元に残し、二〇〇〇万円をそっくり甥に託したのです。補足しますと、フミさんが甥と結んだ契約は、民法の「寄託」に当たります。甥は自分名義の口座をつくり、そこにお金を入れて管理するようになりました。このこと自体に違法性はありません。

フミさんの不安は少し軽くなりました。もし自分が寝たきりになっても、甥に面倒を見てもらえると思ったからです。必要なときは預けたお金を使ってもらい、残つたらすべて甥にあげるつもりでした。

平穏な月日が流れ、フミさんは八六歳になりました。甥がしばらく姿を見せないことがあつ

たので、電話をかけてみました。

「実は体調を崩して、一週間ほど入院していたんだ」

落ち込んだ声が返ってきて、フミさんはびっくりしました。

「言ってくれたらお見舞いにも行っただし、少しはお世話だったのに」

「ありがとう。でも、もう大丈夫だから。ただ、入院費が思いの外かかってしまって。少し貸してくれない？ 必ず返すから」

「それはいいけれど……」

フミさんは甥を不憫に思い、貯めていた年金から五〇万円を貸しました。それをきっかけに、甥から金の無心が始まりました。「屋根を修理した」「車が故障した」「隣家から塀を直せと言われた」などが理由でした。

一回あたりの借金の額はそれほど多くなかったものの、二年の間にトータルで一〇〇万円を超えました。フミさんは甥に気兼ねして、借入書ももらっていませんでした。甥は口では「返す」と言いながら、一向に返そうとしませんでした。

「何か隠していることがあるんじゃないの？」

フミさんもさすがに不安になり、思い切って聞いてみました。

「実は、体を悪くして入院したときに会社を辞めたんだ」

「まあ、じゃあ収入がないのね。これからどうするの？」

「おれももう五七歳だからね。正社員は無理だけれど、非正規の仕事ならあるよ」

「あてはあるのね」

「ただ、就職活動にもいろいろと金がかかるんだよ」

こうしてフミさんは、また三〇万円というお金を、借入書もなしに貸してしまったのです。

「働き口さえ決まれば、お金はきつと返してくれる」

フミさんはそう信じていました。というよりも、唯一の親しい身内を失いたくなかったといった方が正しいかもしれません。ですが月日は流れ、次第に甥からの連絡は遠のいていきました。

「もう私の手には負えない」

フミさんはそう感じて、私の事務所にやってこられました。私はフミさんの甥に連絡をとりました。

高齢者の財産を不当に処分したり奪ったりすることは虐待に当たると明記されています。

さて、フミさんの場合ですが、身内よりも正規の手続きをふんで、第三者に財産を託した方がよかったと思います。「信託」という方法です。預ける相手は弁護士や信託銀行で、正式に財産管理契約を結びます。

弁護士なら法律の専門家ですから、財産管理を超えるメリットがあります。高齢者の場合、土地の権利証をだまし取られたり、悪徳商法の被害者になったりすることがあるからです。弁護士に財産を管理してもらえば、まずこういう被害は避けられます。ひとりで暮らすのが不安になり、自宅を処分して介護付きの施設に入居したくなったときも、面倒な契約を安心して任せることができます。預けた財産を弁護士に使い込まれないかと言われたら、一〇〇%ないとは言いませんが、そんなことをしたら弁護士生命は終わりです。まずないと思っています。いでしよう。

信託銀行は、その名のとおり信託業務が専門です。お金や土地や証券などを預けるとそれらを適正に管理・運用し、必要に応じて処分などしてくれます。ただ、信託銀行は資産を増やす目的で運用するわけですが、運用結果によっては運用損が発生することもあります。

身近に財産を託したい人がいるときは「成年後見制度」の利用がおすすめです。このうち、本人が自らの意思で将来の後見人を選ぶことを「任意後見」といいます。後見人は自由に選ぶことができ、後見人の行為は裁判所が選任した監督人によって定期的に監督されます。ここが寄託との大きな違いです。次はこの制度を利用した老婦人のケースを紹介しましょう。

● 事例その2 財産を奪われないかと疑心暗鬼に陥った独居高齢者

「ひとりで暮らしのキヨさんが、自分の財産を誰かにだまし取られないかと不安を抱いています。力になってあげてほしいのですが」

介護サービスの会社に勤めるケアマネジャーのKさんから依頼があり、私は大野キヨさんに会いました。Kさんによると、キヨさんは八一歳で結婚経験はなく、栄養士として四〇年あまり働き、最後は大病院で給食サービスの管理責任者を務めていたそうです。気丈夫な人ですが、最近では年齢のせいで、足腰とともに記憶力や判断力に衰えが見られるとのことでした。